

柏市動物愛護ふれあいセンターボランティア活動受入れ基準

制定 令和3年3月31日

施行 令和3年4月 1日

1 趣旨

この基準は柏市動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という。）でボランティア活動を行いたい者を受け入れるにあたり必要とする事項を定めるもの。

2 対象者

センターでボランティア活動を行いたい個人

3 登録要件

(1) 柏市民

ボランティア活動保険に加入済みであること。

(2) 柏市民以外の方（ア、イの条件を満たすもの）

ア ボランティア活動保険に加入済みであること。

イ 次の活動経験があること。

千葉県動物愛護ボランティア登録者又は経験者
動物愛護活動団体登録者（動物愛玩協会等）

4 登録手続き

(1) ボランティア活動を行いたいものは別紙「ボランティア活動登録申請書兼誓約書」にて申し込むこと。

(2) 申請書の審査結果適当と判断されるものは「柏市動物愛護ふれあいセンターボランティア登録名簿」（様式第1号）に搭載する。

5 活動内容

(1) 収容動物の管理

犬の散歩，トリミング，猫の馴化等

(2) 施設の清掃

(3) 啓発活動の補助

しつけ方教室の補助，フェスティバル事業の補助等

(4) 幼齢猫の保育（ミルクボランティア）

(5) その他

6 活動方法

センターから登録ボランティアに活動内容を示し，実施可能な

ボランティアと日程等の調整を行う。活動の際には名札（様式第2号）を装着する。

7 活動中の事故等に対する補償等

ボランティアが加入している保険で対処する。

8 報酬及び交通費

ボランティア活動は無報酬とし、活動に要する交通費等は自己負担によるものとする。

9 その他

(1) 提出又は確認書類

身分証明書（原本確認，写し）

ボランティア保険加入書（原本確認）

(2) 講習

未経験者にはボランティア活動に関する講習を行う

(3) この基準に定めるもののほか，ボランティアの登録及び活動等に関し必要な事項は，別に定める。

附則

この基準は，令和3年4月1日から施行する。